

(証券コード：5955)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

京都市山科区東野狐藪町16番地

株式会社ワイズホールディングス

代表取締役社長 堀 直 樹

第151期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第151期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

●当社ウェブサイト

<https://wiseholdings.co.jp/>

メニューより、「IR・投資家情報」 「株主総会」 を選択して下さい。



また、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)に「ワイズホールディングス」または証券コード「5955」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、「インターネット」または、「書面」により事前の議決権行使することができます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月19日(金曜日)午後5時30分までに到着するようにご送付くださるか、当社の指定するウェブサイトより2026年6月19日(金曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月22日（月曜日）午前11時
2. 場 所 京都市山科区柳辻西浦町1の8
京都市東部文化会館1階「創造活動室」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第151期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第151期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第5号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査していません。
連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会決議通知の発送はせず、本総会の結果はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://wiseholdings.co.jp>) に掲載します。
 - ◎ 当日のお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. ログイン、株主ポスト

ワイズホールディングス・プレミアム優待倶楽部のサイトに「ログイン」してください。



「株主ポスト」のメニューをクリックし、「第151期定時株主総会招集ご通知」のページにお進みいただき、「議決権行使」のページに進み、賛否を選択してください。

賛否の内容を確認いただき、「送信」ボタンを押して、議決権行使を完了してください。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用および所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調を維持いたしました。一方で、物価上昇の継続により、個人消費の伸び悩みが懸念される状況が続いております。また、米国の通商政策の動向、地政学的リスクの長期化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先である自動車業界においては、新車の生産・販売ともにおおむね安定した水準で推移しました。

このような状況のもと当社グループにおいては、ニーズに即応した製品開発や技術革新を推進するとともに、信頼性の高い供給体制の構築に注力することで、取引先との関係強化および市場競争力の向上を図っております。

また、資材価格の高騰が続くなか、コスト低減に向けた生産・調達体制の整備に努めるとともに、経費削減およびグループ全体の営業力強化を通じて、業績の向上に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高12,725百万円（前連結会計年度比7.8%増）、営業利益581百万円（前連結会計年度比30.3%増）、経常利益600百万円（前連結会計年度比24.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、371百万円（前連結会計年度比42.3%増）となりました。

事業部門別の状況は、以下のとおりであります。

(金属製品事業)

金属製品事業におきましては、新車自動車生産・販売がおおむね安定した水準で推移したなか、売上高は8,273百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益は408百万円（前連結会計年度比16.3%増）となりました。

(電子部品事業)

電子部品事業におきましては、受注が回復傾向で推移したことにより、売上高は1,787百万円（前連結会計年度比22.7%増）、営業利益は40百万円（前連結会計年度は営業損失1百万円）となりました。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、安定した稼働率の確保に努めており、売上高は251百万円（前連結会計年度比1.5%増）、営業利益は122百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。

(化成品事業)

化成品事業におきましては、増収となったものの、販売費及び一般管理費が増加したため、売上高は2,337百万円（前連結会計年度比8.1%増）、営業利益は122百万円（前連結会計年度比17.8%減）となりました。

(太陽光発電事業)

太陽光発電事業については、売上高は73百万円（前連結会計年度比2.3%減）、営業利益は12百万円（前連結会計年度比46.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は367百万円であり、内訳は有形固定資産322百万円、無形固定資産45百万円であります。

これらに要する資金は、主に自己資金および借入金をもって充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は、強固な収益体質の構築を目指し、中長期計画に基づいて積極的な設備投資を行っており、適正な内部留保を維持するため、これらの設備投資については、自己資金の充当に加え借入による資金調達も行っております。当連結会計年度末において、当社では300百万円を取引銀行より借入れております。また、連結子会社の㈱LADVIKでは1,027百万円、三陽工業㈱では312百万円、㈱ヤマシナでは80百万円、ヤマヤエレクトロニクス㈱では45百万円をそれぞれ取引銀行より借入れております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は製造業の側面では、技術者の高齢化や人材不足による技術の伝承は喫緊の課題となっており、また、AIをはじめ技術革新による変化のスピードは早く、変わりゆく市場へ対応するための不断の努力が必要不可欠となっております。

このような環境において当社グループは「挑戦」によって常に変化し続け、“素晴らしい未来”と“豊かな生活”の実現に貢献することをビジョンとし、将来の姿を見据え中長期的な経営課題を以下のとおりとしております。

① 経営基盤の強化

持株会社体制のもと、グループシナジーを最大限に活かした事業戦略を推進します。これにより、市場の要求に柔軟に答え、社会が必要とする価値を提供し続けることを目指します。また、計画的な人材育成と組織構造の変革を進めることで、持続可能な成長を推進してまいります。

② 事業セグメントの変革

成長領域への積極進出や既存セグメントに付加価値を付与することで、新たな顧客要求に対応し、新たな事業展開を推進します。これにより、顧客満足度を向上させ、競争力の強化を目指してまいります。

③ 事業の成長を支えるガバナンスの推進

コーポレート・ガバナンス体制において、経営の透明性・健全性を確保し、内部統制システムの充実と従業員への教育研修により、株主の皆様ごの期待に応え得る体制の構築に取り組んでまいります。

これら企業価値の向上に向けた取り組みに対しまして、当社グループとしましては、あらゆる面で全力を尽くしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第148期 2023年3月期	第149期 2024年3月期	第150期 2025年3月期	第151期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高(百万円)	11,914	12,153	11,802	12,725
経常利益(百万円)	678	398	481	600
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	434	245	260	371
1株当たり当期純利益	3円20銭	1円82銭	1円94銭	2円77銭
総資産(百万円)	17,340	18,097	17,931	18,324
純資産(百万円)	11,828	12,088	12,332	12,636

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第148期 2023年3月期	第149期 2024年3月期	第150期 2025年3月期	第151期 (当事業年度) 2026年3月期
売上高(百万円)	3,317	3,458	1,924	645
経常利益(百万円)	296	221	246	262
当期純利益(百万円)	242	168	17	234
1株当たり当期純利益	1円78銭	1円25銭	0円13銭	1円75銭
総資産(百万円)	11,274	11,464	8,154	8,047
純資産(百万円)	9,279	9,267	6,776	6,779

(注) 第150期の2024年10月1日付で会社分割を実施し持株会社体制に移行しました。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
金属製品事業	銅、真鍮、アルミニウム、鉄、その他の金属および合金ならびに樹脂の精密螺子、各種螺旋鋸、釘、鋸、ボルト、ナット、線および部品ならびに精密ばね部品および関連品の製造、販売 加工先アレンジと製品化コーディネート
電子部品事業	電子部品の製造、販売
不動産事業	不動産の売買、賃貸借および管理
化成品事業	化成品素材の加工・販売
太陽光発電事業	売電事業

(7) 主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

会社名	所在地
当社	京都市山科区
(株) ヤマシナ	京都市山科区
三陽工業(株)	新潟県小千谷市
(株) L A D V I K	長野県諏訪市
(株) 山添製作所	埼玉県加須市
中国山科サービス(株)	広島県福山市
ヤマヤエレクトロニクス(株)	東京都千代田区

(8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比 増減
438名(180名)	6名減

(注) 従業員は就業人員であり、契約社員および臨時従業員は()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
4名(1名)	1名増	49歳	4年

(注) 従業員は就業人員であり、契約社員および臨時従業員は()内に外数で記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況（2026年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
三陽工業(株)	100,000	100.00	電子部品事業
(株)LADVIK	301,000	80.00	金属製品事業・化成品事業
(株)ヤマシナ	90,000	100.00	金属製品事業
(株)山添製作所	10,000	100.00	金属製品事業
中国山科サービス(株)	10,000	100.00	金属製品事業
ヤマヤエレクトロニクス(株)	90,000	70.00	電子部品事業
LADVIK(THAILAND)Co.,LTD	千タイバーツ 35,000	100.00 (100.00)	金属製品事業
YAMASHINA BANGKOK FASTENING Co.,LTD	千タイバーツ 23,000	84.00	金属製品事業
三陽工業有限公司	千香港ドル 500	100.00 (100.00)	電子部品事業

(注) 三陽工業有限公司およびLADVIK(THAILAND) Co.,LTDの議決権比率のカッコ内数値は、間接所有割合(内数)であります。

③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況
VTホールディングス(株)は、当社の議決権の35.46%を保有する会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社となっております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
	千円
(株)滋賀銀行	787,500
(株)八十二長野銀行	430,000
(株)池田泉州銀行	230,000
(株)第四北越銀行	192,493
(株)三井住友銀行	100,000

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 133,381,110株(自己株式 9,230,655株を除く。)
 (3) 株主数 21,464名(前期末比 4,569名増)
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
V T ホールディングス株式会社	47,300,400株	35.46%
久保和喜	7,100,000	5.32
有限会社久和インベストメント	2,550,000	1.91
株式会社 A . I . S 建築設計	2,324,100	1.74
有限会社和久インベストメント	2,200,000	1.65
山本雅史	2,200,000	1.65
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	2,194,178	1.65
渡邊昌子	2,030,000	1.52
広布文夫	1,841,000	1.38
株式会社 A . I . S	1,751,300	1.31

(注) 当社は自己株式 9,230,655株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	堀 直 樹	
取 締 役	村 澤 快 津	管理本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	長 橋 章 之	
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 誠 英	VTホールディングス㈱専務取締役経営戦略本部長 AMGホールディングス㈱取締役会長 ㈱アーキッシュギャラリー代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	山 内 一 郎	VTホールディングス㈱常務取締役管理本部長

- (注) 1. 取締役伊藤誠英および山内一郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、長橋章之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、伊藤誠英および山内一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員長橋章之および山内一郎の両氏は、経理部門における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員であるものを除く。）および監査等委員である取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等

①取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

固定報酬である基本報酬と役員退職慰労金（社外取締役は固定報酬のみ）により構成され、企業価値の持続的な向上を図る上で機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。基本報酬は、月例の固定報酬とし、職務の内容、役位及び実績・成果を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。退職慰労金は、職位、在職年数に応じた当社「役員退職慰労金規程」に従って算出し、株主総会の承認を得たうえで支給するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、監査等委員会が決定方針との整合性を確認しており、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬について2025年6月23日開催の取締役会において代表取締役社長堀直樹に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

②監査等委員である取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	非金銭報酬 等	
取締役（監査等委員 であるものを除く。） （うち社外取締役）	43,650 (-)	33,000 (-)	-	10,650 (-)	-	2 (-)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	12,910 (4,200)	12,390 (4,200)	-	520 (-)	-	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月26日開催の第142期定時株主総会において年額98,400千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月26日開催の第142期定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。（うち、社外取締役（監査等委員）2名）
 4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労金繰入額であります。

(6) 社外取締役に関する事項

① 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況等

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 誠 英	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回に出席し、豊富な経営経験および知識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べて議論を深めることに貢献いたしました。
取 締 役 (監査等委員)	山 内 一 郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回に出席し、豊富な経営経験および監査経験から、ガバナンス体制の構築等についての議論に貢献いたしました。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

② 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	伊藤 誠 英	VTホールディングス㈱	専務取締役 経営戦略本部長	当社の株主であります。
		AMGホールディングス㈱	取締役会長	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱アーキッシュギャラリー	代表取締役社長	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山内 一 郎	VTホールディングス㈱	常務取締役 管理本部長	当社の株主であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,500千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、当社諸規程に従って経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。
 - ② 代表取締役は、管理本部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」「内部統制委員会」を設置しリスク管理体制、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。各委員会の審議結果は取締役会に報告することとしております。
 - ③ 内部監査室は、取締役の執行する職務について法令、定款等に違反するもの、またはそのおそれがあるものを発見した場合は、直ちに取締役会、監査等委員会に報告するとともに、その調査を行い、取締役会、監査等委員会に報告することとしております。
 - ④ 内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報については、法令および諸規程に従って適切に保存、管理および廃棄を行うこととしております。また、取締役がこれらを常時閲覧できる状態に管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・コンプライアンス委員会」は、全社のリスク管理を統括し、管理本部内の担当を通じて規程、マニュアル等を作成し、危険の発生の察知、対応のみならず防止を含めてその周知徹底を図ることとしております。
- ② 「リスク・コンプライアンス委員会」「内部統制委員会」は、損失の予知、発生に際しては、代表取締役、担当取締役、監査等委員会のほか関連する部門の責任者に直ちに報告をし、危機の拡大防止に努めるとともに、経営危機が発生し「対策本部」等の発足が決められた場合には、直ちにその設置を行い、「対策本部」等による経営危機解決策を実施した上で取締役会へ報告する体制としております。
- ③ 内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において、法令で定められた事項、経営基本方針、その他付議基準によって定められた事項を審議するほか経営戦略等、会社の重要事項を決定しております。
- ② 定例取締役会を月1回開催することを原則とし、法令に従った開催、報告のほか、適宜臨時にこれを開催しております。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は諸規程に従って行われますが、業務執行を取締役が適時レビューし、改善を促すことを可能とする全社的な業務の効率化を実現するためのシステムを構築することとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査状況につき代表取締役、担当監査等委員に報告するほか、使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているか精査を行っております。
- ② 内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ① 関係会社管理規程を定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。
 - ② 連結決算対象会社の管理者等と、迅速な意思疎通ならびに正確な情報の授受を行うことのできる体制を構築し、適時正確な情報の共有に努めております。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社グループ全体のリスク管理を統括し、リスクを網羅的・統括的に管理する体制の充実に努めております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会にて、当社グループ全体の事業計画を定め、子会社として達成すべき目標を明確化するとともに定期的な検討を行うこととしております。
 - ② 子会社の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定に関しては、当社に準じた体制の構築を義務付けております。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役・社員等に対し、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすよう繰り返し啓発活動を行うこととしております。
 - ② 子会社に対し、当社の「倫理規程」及び「企業行動規範」に準じ、行動するよう周知徹底に努めております。
 - ③ 当社グループにおいては、会社の規模や業態等に応じて、適切なコンプライアンス体制を整備し、かかる担当者間の連携を図ることで、当社グループ全体の法令遵守の徹底を図ることとしております。
 - ④ 子会社に対し、内部監査室による定期的な監査を実施しております。
 - ⑤ 内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得なければならないこととしており、使用人の指揮命令権は監査等委員会が有するものとしております。

8. 当社及び子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会または子会社の監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役および使用人は、法令、定款、当社諸規程、当決議のほか、会社に対する善管注意義務、忠実義務に従い、会社に著しい損害を及ぼす事項、経営状況の著しい変動、リスクの発生または予知、コンプライアンス上重要な事項を適宜、監査等委員会に対して報告することとしております。

② 内部監査室は、内部統制委員会と連携して情報を集約し、監査等委員会に対して法令違反、経営に影響を与えると推測されるリスクの発生は、これを直ちに報告することとしております。

③ 内部監査室は、監査報告を代表取締役のほか、担当監査等委員にも適時提出することとしております。

④ 内部通報規程に従い、通報窓口、相談窓口、その他通報制度の関係者の関与など公正な通報処理に支障があると判断される場合には、通報者または通報処理組織の者は監査等委員会にその旨を報告することとしております。

⑤ 監査等委員会へ報告した者が、当該報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知徹底することとしております。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行うこととしております。

② 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役および使用人は支援することとしております。

③ 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて社内的重要な会議に出席して必要な報告を求められることができるものとしております。

10. 内部統制の運用状況について

当社グループは「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において定例取締役会を12回開催し、重要事項について迅速な報告と意思決定を行っております。

② 監査等委員の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を12回開催しており、監査等委員会において定めた年間計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席し、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査室や会計監査人との調整も実施しております。

③ 内部監査室の職務執行について

内部監査室を設置し、内部監査年間計画に基づき、職務の執行状況、規程の運用状況を目的として内部監査を実施しております。また、実施報告書を作成し、業務改善事項の助言および勧告を行っております。

④ 財務報告に関する内部統制について

「内部統制評価基本計画書」に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制、決算財務プロセス統制および周到な業務プロセスの統制について、整備状況および運用状況について有効性の評価を実施しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり1円といたしました。

なお、配当金支払開始日につきましては、2026年6月5日(金曜日)を予定しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	9,188,118	流動負債	3,203,007
現金及び預金	4,011,279	支払手形及び買掛金	1,251,188
受取手形	26,141	短期借入金	995,000
売掛金	1,790,576	1年内返済予定の長期借入金	170,004
電子記録債権	606,517	リース債務	23,482
商品及び製品	1,247,418	未払法人税等	162,685
仕掛品	509,863	賞与引当金	104,936
原材料及び貯蔵品	844,864	株主優待引当金	12,119
その他	152,919	その他	483,591
貸倒引当金	△1,462	固定負債	2,485,389
固定資産	9,136,824	長期借入金	599,989
有形固定資産	7,802,192	リース債務	77,517
建物及び構築物	1,701,315	繰延税金負債	221,965
機械装置及び運搬具	940,681	再評価に係る繰延税金負債	771,179
土地	4,954,762	退職給付に係る負債	583,818
リース資産	92,470	役員退職慰労引当金	61,630
その他	112,963	資産除去債務	100,120
無形固定資産	326,768	その他	69,168
ソフトウェア	285,177	負債合計	5,688,397
その他	41,591	純資産の部	
投資その他の資産	1,007,862	株主資本	10,131,895
投資有価証券	413,543	資本金	90,000
長期貸付金	24,500	資本剰余金	6,376,456
繰延税金資産	212,980	利益剰余金	4,187,562
その他	368,132	自己株式	△522,124
貸倒引当金	△11,294	その他の包括利益累計額	1,877,303
資産合計	18,324,942	その他有価証券評価差額金	165,204
		土地再評価差額金	1,410,991
		為替換算調整勘定	301,106
		非支配株主持分	627,347
		純資産合計	12,636,545
		負債純資産合計	18,324,942

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売上高		12,725,509
売上原価		10,244,709
売上総利益		2,480,799
販売費及び一般管理費		1,899,225
営業利益		581,574
営業外収益		
受取利息	6,621	
受取配当金	6,092	
為替差益	9,515	
受取保険金	5,188	
その他の	16,781	44,200
営業外費用		
支払利息	18,744	
支払手数料	5,197	
その他の	1,384	25,326
経常利益		600,448
特別利益		
固定資産売却益	5,176	5,176
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	2,202	
投資有価証券評価損	449	2,660
税金等調整前当期純利益		602,964
法人税、住民税及び事業税	225,309	
法人税等調整額	△20,662	204,647
当期純利益		398,317
非支配株主に帰属する当期純利益		27,087
親会社株主に帰属する当期純利益		371,229

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	90,000	6,433,020	3,950,739	△478,702	9,995,057
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△134,406		△134,406
親会社株主に帰属する当期純利益			371,229		371,229
自己株式の取得				△99,986	△99,986
自己株式の消却		△56,564		56,564	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△56,564	236,823	△43,421	136,837
2026年3月31日残高	90,000	6,376,456	4,187,562	△522,124	10,131,895

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日残高	69,221	1,410,991	248,231	1,728,444	608,708	12,332,211
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△134,406
親会社株主に帰属する当期純利益						371,229
自己株式の取得						△99,986
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	95,983	-	52,875	148,858	18,638	167,496
連結会計年度中の変動額合計	95,983	-	52,875	148,858	18,638	304,333
2026年3月31日残高	165,204	1,410,991	301,106	1,877,303	627,347	12,636,545

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2-1 連結範囲に関する事項

連結子会社の数…9社

(株)ヤマシナ

三陽工業(株)

(株)LADVIK

(株)山添製作所

中国山科サービス(株)

ヤマヤエレクトロニクス(株)

LADVIK(THAILAND) Co., LTD

YAMASHINA BANGKOK FASTENING Co., LTD

三陽工業有限公司

非連結子会社の数… 3社

(株)Y'sアセットマネジメント

三陽電線加工(株)

LADVIK (ASIA) Co., LTD.

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2-2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数… 3社

(株)Y'sアセットマネジメント

三陽電線加工(株)

LADVIK (ASIA) Co., LTD.

持分法を適用していない非連結子会社は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2-3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、LADVIK(THAILAND) Co.,LTD及びYAMASHINA BANGKOK FASTENING Co.,LTD、三陽工業有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2-4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(a) 製品、商品、仕掛品

主として移動平均法、ただし、一部の連結子会社は総平均法により評価しております。

(b) その他

主として総平均法により評価しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、当社の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物15年～38年、機械装置10年を使用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（但し、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、当連結会計年度における株主優待制度の利用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

金属製品事業、電子部品事業、化成品事業

主に、金属加工品・電子部品の製造・販売及び化成品の仕入・販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、金属製品事業に係る収益のうち、受託加工等の代理人取引に該当する取引については、売上高を受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき退職給付の要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。

3. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において区分掲記しておりました「為替差損」（前連結会計年度629千円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	212,980千円
--------	-----------

(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い判定された分類及び将来の合理的な見積可能期間の課税所得に基づき繰延税金資産を計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

②に記載の主要な仮定については、最善の見積りを前提にしているため、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

5-1 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	2,989,510千円
機械装置及び運搬具	6,178,803千円
リース資産	76,580千円
その他	1,005,006千円

5-2 当座貸越契約

当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,795,195千円
借入実行残高	995,000千円
差引高	<u>1,800,195千円</u>

5-3 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地について再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 26,439千円

当該事業用土地の再評価及び減損処理後の帳簿価額 2,208,609千円

また、当該事業用土地の2026年3月31日における時価の合計額は、再評価及び減損処理後の帳簿価額の合計額を461,168千円下回っております。

5-4 契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は、以下の通りであります。

契約負債 39,739千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

6-1 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式（株）	143,611,765	—	1,000,000	142,611,765

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 1,000,000株

6-2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134,406	1.0	2025年 3月31日	2025年 6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	133,381	1.0	2026年 3月31日	2026年 6月5日

7. 金融商品に関する注記

7-1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、流動性を確保し主に預貯金または安全性の高い金融商品、株式などの方法に限定しております。投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

7-2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金並びに短期リース債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	411,981	411,981	—
(2)長期貸付金			
（1年内返済予定含む）	24,500		
貸倒引当金	△9,900		
	14,600	14,206	△393
資産計	426,581	426,188	△393
(1)長期借入金			
（1年内返済予定含む）	769,993	774,712	4,719
(2)長期リース債務	77,517	74,097	△3,419
負債計	847,510	848,809	1,299

（注）1. 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
2. 市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,561

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

7-3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)投資有価証券				
その他有価証券				
株式	411,981	—	—	411,981
社債	—	—	—	—
資産計	411,981	—	—	411,981

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)長期貸付金	—	14,206	—	14,206
資産計	—	14,206	—	14,206
(1)長期借入金 (1年内返済予定含む)	—	774,712	—	774,712
(2)長期リース債務	—	74,097	—	74,097
負債計	—	848,809	—	848,809

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社グループは、京都府その他の地域において、賃貸用不動産（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
2,359,442	△32,715	2,326,727	2,404,012

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として、入手しうる直近の固定資産税評価額を基礎に一定の指標に基づき自社で合理的に調整したものであります。

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）	その他（千円） （売却損益等）
賃貸等不動産	251,119	128,417	122,701	—

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 90円4銭
(2) 1株当たり当期純利益 2円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

11-1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他	合計
	金属製品 事業	電子部品 事業	不動産 事業	化成 品事業	太陽光発 電事業	計		
顧客との契約から生じる収益	8,273,712	1,787,940	—	2,337,427	73,030	12,472,110	2,280	12,474,390
その他の収益	—	—	251,119	—	—	251,119	—	251,119
外部顧客への売上高	8,273,712	1,787,940	251,119	2,337,427	73,030	12,723,229	2,280	12,725,509

11-2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2-4 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11-3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,767,038
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,423,235
契約負債 (期首残高)	—
契約負債 (期末残高)	39,739

契約負債は、主に製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上の流動負債のその他に含まれております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、ありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ワイズホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐 浩一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワイズホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	549,865	流 動 負 債	225,754
現金及び預金	448,409	短期借入金	120,000
売掛金	12,416	1年内返済予定長期借入金	60,000
前払費用	3,278	未払金	12,873
その他	85,761	未払費用	3,587
固 定 資 産	7,498,033	未払法人税等	4,285
有 形 固 定 資 産	5,045,499	前受金	8,033
建物	512,004	預り金	1,238
構築物	1,524	賞与引当金	510
機械及び装置	319,800	株主優待引当金	12,119
車両運搬具	7,109	その他の	3,105
工具、器具及び備品	149	固 定 負 債	1,043,118
土地	4,204,911	長期借入金	120,000
無 形 固 定 資 産	7,951	再評価に係る繰延税金負債	771,179
ソフトウェア	7,467	退職給付引当金	2,639
その他	484	役員退職慰労引当金	61,630
投資その他の資産	2,444,581	繰延税金負債	19,638
投資有価証券	18,439	その他	68,031
関係会社株式	2,415,986	負 債 合 計	1,268,872
出資金	500	純 資 産 の 部	
その他	9,655	株 主 資 本	5,361,899
資 産 合 計	8,047,898	資本金	90,000
		資本剰余金	4,001,845
		資本準備金	1,178,670
		その他資本剰余金	2,823,175
		利 益 剰 余 金	1,792,177
		その他利益剰余金	1,792,177
		繰越利益剰余金	1,792,177
		自 己 株 式	△522,124
		評価・換算差額等	1,417,126
		その他有価証券評価差額金	6,134
		土地再評価差額金	1,410,991
		純 資 産 合 計	6,779,025
		負 債 純 資 産 合 計	8,047,898

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売 上 高		645,011
売 上 原 価		207,280
売 上 総 利 益		437,730
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		174,480
営 業 利 益		263,249
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	610	
受 取 配 当 金	585	
保 証 料 収 入	5,721	
そ の 他	1,546	8,463
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,869	
支 払 手 数 料	6,118	8,987
経 常 利 益		262,725
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,237	1,237
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	224	224
税 引 前 当 期 純 利 益		263,739
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,292	
法 人 税 等 調 整 額	3,814	29,106
当 期 純 利 益		234,632

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2025年4月1日残高	90,000	1,178,670	2,879,739	4,058,409
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△56,564	△56,564
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△56,564	△56,564
2026年3月31日残高	90,000	1,178,670	2,823,175	4,001,845

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰越利益剰余金			
2025年4月1日残高	1,691,951	1,691,951	△478,702	5,361,659
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△134,406	△134,406		△134,406
当期純利益	234,632	234,632		234,632
自己株式の取得			△99,986	△99,986
自己株式の消却			56,564	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	100,225	100,225	△43,421	239
2026年3月31日残高	1,792,177	1,792,177	△522,124	5,361,899

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	4,238	1,410,991	1,415,229	6,776,889
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△134,406
当期純利益				234,632
自己株式の取得				△99,986
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,896		1,896	1,896
事業年度中の変動額合計	1,896	—	1,896	2,136
2026年3月31日残高	6,134	1,410,991	1,417,126	6,779,025

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2-2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物15年～38年、機械及び装置10年を使用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

2-3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に負担すべき退職給付の要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、当事業年度における株主優待制度の利用見込額を計上しております。

2-4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、不動産賃料、太陽光発電事業収入及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行業務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、「その他」に含めて表示していた出資金（前事業年度500千円）については、その内容をより明瞭に表示するため、当事業年度においては区分掲記しております。

損益計算書

前事業年度において、「その他」に含めて表示していた保証料収入（前事業年度5,930千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,415,986千円
--------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性等を鑑み相当の減損処理を検討することとしております。

当事業年度においては、関係会社株式の実質価額に著しい低下は認められなかったため、評価損は計上しておりません。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

子会社の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判定について、事業計画の達成状況や、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

今後子会社の経営状況その他に対して重要な影響を与える事象が発生した場合には、当該関係会社株式の評価に影響を与え、結果として当社の計算書類において影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

5-1 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

建 物	664,973千円
構 築 物	3,951千円
機 械 及 び 装 置	303,220千円
車 両 運 搬 具	417千円
工具、器具及び備品	6,246千円

5-2 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して、以下の債務保証を行っております。

(株)LADVIK	1,027,500千円
三陽工業(株)	312,493千円
(株)ヤマシナ	80,000千円
ヤマヤエレクトロニクス(株)	45,000千円

5-3 当座貸越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	700,000千円
借入実行残高	120,000千円
差 引 高	<u>580,000千円</u>

5-4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	55,763千円
短期金銭債務	1,690千円

5-5 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 26,439千円

当該事業用土地の再評価及び減損処理後の帳簿価額 2,208,609千円

また、当該事業用土地の2026年3月31日における時価の合計額は、再評価及び減損処理後の帳簿価額の合計額を461,168千円下回っております。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 327,714千円

営業取引以外の取引 6,232千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度期末(株)
普通株式	9,205,310	1,025,345	1,000,000	9,230,655

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	180千円
退職給付引当金	932千円
役員退職慰労引当金	21,780千円
株主優待引当金	4,283千円
減損損失	30,095千円
出資金	7,452千円
関係会社株式	67,007千円
その他	779千円
繰延税金資産小計	132,510千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△126,335千円
評価性引当額小計	△126,335千円
繰延税金資産合計	6,175千円
繰延税金負債	
合併に伴う土地再評価益	△22,459千円
その他	△3,354千円
繰延税金負債合計	△25,814千円
繰延税金資産純額（△は負債）	△19,638千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	三陽工業㈱	100,000	電子部品の製造・販売	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 債務保証料 経営指導料 配当金の受取	312,493 1,301 8,000 26,400	未収入金	103
子会社	㈱LADVIK	301,000	金属製品事業・化成製品事業	(所有) 直接 80.0	役員の兼任	債務の保証 債務保証料 経営指導料 配当金の受取	1,027,500 4,114 12,000 62,280	売掛金 未収入金	1,100 340
子会社	㈱ヤマシナ	90,000	金属製品事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 債務保証料 経営指導料 不動産賃料 配当金の受取	80,000 505 14,256 72,000 20,577	売掛金	1,513
子会社	㈱山添製作所	10,000	金属製品事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	経営指導料 配当金の受取	7,956 65,880	売掛金	729
子会社	中山科サビス㈱	10,000	金属製品事業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	経営指導料 配当金の受取	2,316 9,170	売掛金	212
子会社	ヤマシナテクノロジ㈱	90,000	電子部品の販売	(所有) 直接 70.0	役員の兼任	債務の保証 債務保証料 経営指導料 金銭の貸付 配当金の受取	45,000 175 2,316 135 7,000	売掛金 未収入金 貸付金	212 14 50,000

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料は、管理業務及びコンサルティング業務であり、取引価格につきましては、業務内容を勘案して交渉の上決定しております。

債務保証については、金融機関からの借入につき、債務保証を行っているものであり、市場金利等を考慮した合理的な保証料を受領しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	50円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	1円75銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(ご参考)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ワイズホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 安岐 浩一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 直也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイズホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ワイズホールディングス 監査等委員会

監査等委員(常勤) 長 橋 章 之 ⑩

監 査 等 委 員 伊 藤 誠 英 ⑩

監 査 等 委 員 山 内 一 郎 ⑩

(注) 監査等委員 伊藤誠英氏及び山内一郎氏は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。経営体制強化のため2名増員して、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、すべての候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ はせがわ かつひこ 長谷川 克彦 (1969年2月12日生)	2014年6月 株式会社トラスト 代表取締役社長 2017年6月 AMGホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任）	一株
	[取締役候補者とした理由] 長谷川克彦氏は、企業経営者として、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、経営全般にわたる豊富な知見と能力が当社グループの経営に必要であると判断し、新たに取締役候補者としております。		
2	むらさわ かいしん 村澤 快津 (1976年4月26日生)	2023年7月 当社入社 2023年7月 当社管理本部付 担当部長 2024年6月 当社取締役管理本部長（現任）	19,304株
	[取締役候補者とした理由] 村澤快津氏は、国内外への業務監査、内部統制システムの構築及び財務・会計に関する幅広い知識と経験を有しており、当社の企業価値の向上に貢献しております。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ほり なお き 堀 直 樹 (1964年3月30日生)	1996年7月 (株)ホンダベルノ東海入社 (現 V Tホールディングス(株)) 2000年10月 同社住宅事業部長 2003年4月 同社新規事業部長 2004年6月 (株)ホンダベルノ東海取締役 2004年8月 同社代表取締役社長 2006年6月 V Tホールディングス(株)取締役管理部長 2006年8月 (株)ホンダカーズ東海代表取締役副社長 2007年5月 当社顧問 2007年6月 当社代表取締役社長(現任)	147,970株
[取締役候補者とした理由] 堀直樹氏は、2007年6月に当社の代表取締役に就任して以来、企業経営者として、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップを発揮し、経営改革に尽力するとともに、当社グループをけん引してまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	※ こう の まさ ゆ き 河 野 将 之 (1969年12月7日生)	2018年1月 株式会社LADVIK 入社 ダイバーシティ事業部本部長 2022年6月 株式会社LADVIK 取締役 ダイバーシティ事業部本部長 2025年6月 株式会社LADVIK 常務取締役 第2営業本部長 2026年2月 株式会社LADVIK 常務取締役 営業本部長 (現任)	一株
[取締役候補者とした理由] 河野将之氏は、当社の子会社である株式会社LADVIKの常務取締役営業本部長として、当社グループの事業の成長と業績の向上に尽力しております。その優れた能力で、当社グループの企業価値向上に貢献していることから、同氏を適切な人材と判断し、新たに取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

長橋 章之氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
なが はし あき ゆき 長 橋 章 之 (1965年9月7日生)	1986年4月 当社入社 2007年7月 当社総合企画次長 2018年8月 当社内部監査室長 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	25,009株

[監査等委員である取締役候補者とした理由]

長橋章之氏は、総合企画部門や内部監査室での経験と知識を活かして、2020年6月から常勤監査等委員として、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。取締役会その他重要な会議へ出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言しております。常勤監査等委員として、監査の環境整備および社内情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視しております。

これらのことから、監査等委員に適切な人材と判断し、引き続き、監査等委員としての選任をお願いするものであります。長橋章之氏は、これまでの総合企画部門、内部監査室の経験と知識を活かして当社の業務執行を適正に監査いただくため、監査等委員である取締役候補者としております。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者との責任限定契約について

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）として期待された役割を十分に発揮できるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役との間で当該責任限定契約を締結しております。長橋章之氏が、監査等委員である取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度としております。

3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本招集通知記載の候補者を第1号議案および第2号議案を原案どおりにご選任いただいた場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

取締役名	企業経営	財務会計	法務 リスク マネジメン ト	コーポレー トガバナン ス	CSR ESG
長谷川 克彦	●	●			
村澤 快津	●	●	●	●	●
堀 直樹	●			●	
河野 将之	●				
長橋 章之 (常勤)		●	●	●	●
伊藤 誠英 (独立社外)	●		●		
山内 一郎 (独立社外)	●	●		●	●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、候補者からは、監査等委員である取締役が任期中に退任し、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
とよ だ ゆきの のり 豊田 幸宣 (1963年9月2日生)	2007年7月 V Tホールディングス㈱入社 2007年12月 同社内部監査室長 2013年6月 当社監査役 2023年6月 エフエルシー株式会社 監査役 (現任) 2023年6月 株式会社モトーレン静岡 監査役 (現任) 2025年6月 株式会社日産サティオ奈良 監査役 (現任) 2025年6月 株式会社高垣組 監査役 (現任)	一株

[補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

豊田幸宣氏は、これまでの経理業務、監査役経験の知識を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。経理業務、監査経験の知識を活かし、当社において、主に公正な立場で経営監視機能をはたしていただくことを期待しております。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 豊田幸宣氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

なお、当社は豊田幸宣氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 豊田幸宣氏との責任限定契約について

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)として期待された役割を充分に発揮できるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役との間で当該責任限定契約を締結しております。豊田幸宣氏が、監査等委員である取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度としております。

4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。豊田幸宣氏が、監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2017年6月26日開催の当社第142期定時株主総会において、年額18百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。現在の監査等委員である取締役は、3名であります。

第5号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しを行い、2026年5月19日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止することを、決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として重任予定の取締役2名、常勤監査等委員である取締役1名に対し、これまでの労に報いるため、就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の役員退任時とし、その具体的な金額及び方法等は、監査等委員である取締役を除く各取締役につきましては取締役会に、常勤監査等委員である取締役につきましては監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規則に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告「4. 会社役員に関する事項」〔(4)当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等〕に記載のとおりであります。

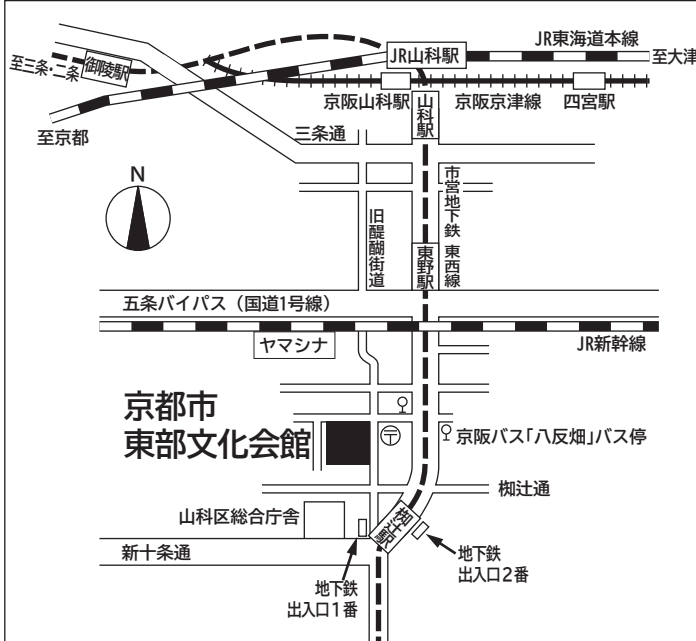
打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ほり なおき 堀 直樹	2007年6月 当社代表取締役社長（現任）
むらさわ かいしん 村澤 快津	2024年6月 当社取締役管理本部長（現任）
ながはし あきゆき 長橋 章之	2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

<会場> 京都市山科区柳辻西浦町1の8
京都市東部文化会館1階「創造活動室」



交通機関

- 地下鉄東西線
柳辻駅下車1番出口より徒歩5分
- 京阪バス
山科駅(1番のりば)方面より
②② ②②A
六地藏方面より
②② ②②A
八反畑下車(徒歩2分)

※ 駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。